

京都市告示第 28 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき，次の者を京都市公金収納受託者として，公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託期間
久我の杜生涯学習プラザ 管理運営協議会	京都市久我の杜生涯学習プラザの 施設及び付属設備使用料の徴収	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(都市計画局住宅室住宅政策課)